岐阜県特定診療科医学生修学資金
ガイドブック

◇令和８年度（2026 年度）◇

岐阜県健康福祉部医療福祉連携推進課

目　　次

１　制度のあらまし　・・・・・・・・・・・・・・・　２

２　申請の方法について　・・・・・・・・・・・・・・　３

３　修学資金の貸付決定の取消しについて　・・・・・・・・・・・・・　４

４　修学資金の返還免除について　・・・・・・・・・・・・・・　５

５　休業・短時間勤務の取扱いについて　・・・・・・・・・・・・・・　７

６　義務外勤務等の取扱いについて　・・・・・・・・・・・・・・　８

７　修学資金の返還について　・・・・・・・・・・・・・・　９

８　貸付決定後の届出等について　・・・・・・・・・・・・・・１０

９　申請・届出等に必要な書類一覧　・・・・・・・・・・・・・・１１

１０　時期別申請・届出提出一覧（例）　・・・・・・・・・・・・・・１２

１１　岐阜県内の臨床研修病院　・・・・・・・・・・・・・・１３

１２　岐阜県内の基幹施設・特定診療科に係る専門研修プログラム
・・・・・・・・・・・・・・１４

１３　Ｑ＆Ａ　・・・・・・・・・・・・・・１５

１４　修学資金貸付規則および要綱　・・・・・・・・・・・・・・２０

1　制度のあらまし

岐阜県では、県内で医師が特に不足している診療科及び総合診療科に係る地域医療の確保を図るため、将来これらの診療科において県内の医療機関で勤務し、地域医療に貢献する意思のある医学生に対して修学資金を貸し付けます。

医師免許取得後、県内臨床研修病院(「11 岐阜県内の臨床研修病院」を参照)で初期臨床研修を修了し、引き続き一定期間、県内の知事が指定する医療機関において特定の診療科に係る業務に従事するなどの条件を満たした場合には、この修学資金（利息を含む。）の返還を免除します。

≪制度の概要≫

貸付対象	各都道府県に所在する大学（自治医科大学を除く。）の医学を履修する課程の第４学年から第６学年までに在学する者であって、大学卒業後に県内に所在する基幹施設（専門研修プログラムを作成・管理し、参加する医師や連携施設及び関連施設を統括する施設）の特定診療科に係る専門研修プログラム（一般社団法人日本専門医機構による認定を受けた整備基準に則って基幹施設が作成した専門研修に係るプログラム）に参加し、県内の医療機関において特定診療科に係る業務に従事する意思のあるもの ※特定診療科・・・外科、小児科、産婦人科、救急科、麻酔科、総合診療科 医師免許取得後、医師としての就業先・参加する専門研修プログラムを特定する奨学金や貸付金を受けている方、岐阜県医学生修学資金貸付規則による修学資金の貸付けを受けている方は併用できません。
貸付金額	【月額】 １００，０００円 【年額】 １，２００，０００円
利　　息	年１０％
貸付期間	原則として、貸付決定年度の４月から大学を卒業する日の属する月までの間（最長３年間）
返還免除条　　件	医師免許取得後、直ちに県内の医療機関において初期臨床研修を修了し、引き続き県内に所在する基幹施設の特定診療科に係る専門研修プログラムに参加し、知事が指定する医療機関において、貸付けを受けた期間と同期間（１年に満たない期間があるときはその期間を１年として算定し、貸付けを受けた期間が２年に満たないときは２年とする。）、当該専門研修プログラムと同一の特定診療科に係る業務に従事すること （大学院在学、義務外勤務、疾病・出産等による休業等をした場合の業務従事期間の取扱いについては、「５ 休業・短時間勤務の取扱いについて」、「６ 義務外勤務等の取扱いについて」を参照）
知事が指定する医療機関	知事が指定する医療機関等とは、岐阜県特定診療科医学生修学資金貸付要綱（以下「要綱」という。）の別表２（P53～56）に掲げる医療機関等をいいます。

2　申請の方法について

初めて申請する方（新規申請者）

（１）申請方法

申請期間内に「修学資金貸付申請書（岐阜県特定診療科医学生修学資金規則（以下「規則」という。）第１号様式）」に次の添付書類を添えて、岐阜県医療福祉連携推進課まで提出してください。

【添付書類】
- 履歴書（顔写真添付）
- 大学の在学証明書（申請年度の４月１日以降のもの）
- 戸籍抄本
- 在学する大学の長又は学部長の推薦調書（要綱第１号様式）
- 大学の成績証明書
- 修学資金応募理由書（要綱第２号様式）

＊保証人となる２名は、生計が別でなければなりません。なお、保証人に所得基準はありませんが、破産宣告を受けている方は保証人になることができません。

（２）選考

書類審査及び面接審査により選考します。

（３）貸付決定

面接審査後、書面で申請者あて通知します。

前年度に貸付決定を受けた方（継続申請者）

（１）申請方法

申請期間内に「修学資金貸付申請書（規則第１号様式）」に次の添付書類を添えて、岐阜県医療福祉連携推進課まで提出してください。

【添付書類】
- 大学の在学証明書（申請年度の４月１日以降のもの）
- 大学の成績証明書

（２）選考

書類審査により選考します。

（３）貸付決定

書類審査後、書面で申請者あて通知します。

※申請書等の様式は、岐阜県医療福祉連携推進課のホームページからダウンロードできます。

岐阜県公式ホームページ
医師確保対策

※申請期間、申請書類の提出期限、面接審査の日程等の詳細については、各年度の募集の都度、上記ホームページ及びチラシにてご案内しますので、ご確認ください。

3　修学資金の貸付決定の取消しについて

修学生が以下のいずれかに該当することとなった場合には、修学資金の貸付決定が取り消されることになります。

・大学を退学したとき
・心身の故障のため、修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき
・学業成績又は素行が著しく不良と認められるとき
・修学に関し、他の同種の資金の貸付け又は支給を受けたとき
・修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき
・死亡したとき
・県内に所在する基幹施設の特定診療科に係る専門研修プログラムを受ける見込みがなくなったと認められるとき
・その他修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがないと認められるとき

4　修学資金の返還免除について

（１）返還免除条件について

修学資金の返還免除を受けるためには、以下の条件（①～③）をすべて満たす必要があります。

① 県内での初期臨床研修の修了

医師免許取得後、直ちに県内の医療機関において初期臨床研修を修了すること。

② 県内の専門研修プログラムへの参加

初期臨床研修修了後､引き続き県内に所在する基幹施設の特定診療科に係る専門研修プログラムに参加すること。

③ 県内の知事が指定する医療機関での業務従事

知事が指定する医療機関において、貸付けを受けた期間と同期間（貸付けを受けた期間が２年に満たない場合は２年間）、当該専門研修プログラムと同一の特定診療科に係る業務に従事すること。

（２）業務従事期間について

業務従事期間とは、規則第 2 条第 1 項第 9 号において「修学資金の返還債務の全部を免除するものとされる要件である業務に従事した期間をいう。」とされています。具体的には、県内での初期臨床研修の修了及び県内の専門研修プログラムへの参加を経たうえで、知事が指定する医療機関において専門研修プログラムと同一の特定診療科の業務に従事した期間をいうものです。業務従事期間における勤務は、原則として、所属する医療機関における正規職員としての勤務である必要があります。

＊やむを得ない事情により、当初申請した特定診療科から変更が必要となった場合は、事前に県の承認を得ることで、変更後の特定診療科に係る業務を業務従事期間に算入することができます。事前の承認なく特定診療科を変更した場合は、変更後の業務が業務従事期間に算入されない場合がありますのでご注意ください。

＜業務従事期間のイメージ＞

貸付期間３年間の場合

大学在学			医師免許取得	医師免許取得後	
第４学年	第５学年	第６学年		１～２年目（初期臨床研修）	３～５年目（専門研修・業務従事）
貸付	**貸付**	**貸付**		①県内の医療機関で初期臨床研修を修了	②県内に所在する基幹施設の特定診療科に係る専門研修プログラムに参加 ③知事が指定する医療機関において専門研修プログラムと同一の診療科で業務従事　**※３年間**

貸付期間２年間の場合

大学在学			医師免許取得	医師免許取得後	
第４学年	第５学年	第６学年		１～２年目（初期臨床研修）	３～４年目（専門研修・業務従事）
	貸付	**貸付**		①県内の医療機関で初期臨床研修を修了	②県内に所在する基幹施設の特定診療科に係る専門研修プログラムに参加 ③知事が指定する医療機関において専門研修プログラムと同一の診療科で業務従事　**※２年間**

貸付期間１年間の場合

大学在学			医師免許取得	医師免許取得後	
第４学年	第５学年	第６学年		１～２年目（初期臨床研修）	３～４年目（専門研修・業務従事）
		貸付		①県内の医療機関で初期臨床研修を修了	②県内に所在する基幹施設の特定診療科に係る専門研修プログラムに参加 ③知事が指定する医療機関において専門研修プログラムと同一の診療科で業務従事　**※２年間**

＜業務従事期間の計算方法＞

業務従事期間の計算は、業務従事期間の初日の属する月から末日の属する月までの月数によります。ただし、業務従事期間の末日の属する月において再び業務に従事することとなったときは、その月を１か月として計算します。

＊業務従事期間中に疾病・出産等による休業や、知事が指定する医療機関以外での勤務義務外勤務等した場合の取扱いについては、「５　休業・短時間勤務の取扱いについて」、「６　義務外勤務の取扱いについて」をご参照ください。

（３）返還免除の申請

修学資金の返還免除を受けようとする場合は、修学資金返還免除申請書（規則第 16 号様式）に業務従事証明書（要綱第５号様式）を添えて提出してください。

5. 休業・短時間勤務の取扱いについて

（1）疾病、災害、出産等による休業に関する取扱い

借受人が、疾病、災害、出産その他やむを得ない理由により休業する場合は、業務従事の継続性は保持されていますが、業務従事期間に算入されず、休業期間と同期間、業務従事期間が延長されます（これを「中断」といいます。）。休業を取得しようとする場合は、必ず事前にご相談ください。

＜事由別の取扱一覧＞

状況	業務従事期間への算入	中断期間の上限目安	提出書類
疾病による休業	算入されない	原則４年まで	・届出書 ・診断書
災害による休業	算入されない	被災後１年まで	・届出書 ・届出内容を証する書類
出産による休暇 （産前産後休暇）	算入される	－	－
育児休業	算入されない	出産ごとに子が３歳に達するまで	・届出書 ・届出内容を証する書類
その他やむを得ない理由による休業	算入されない	個別に判断	・届出書 ・届出内容を証する書類

（2）短時間勤務に関する取扱い

①育児のための短時間勤務の取扱い

育児のため１日又は１週間の労働時間が正職員の４分の３未満であったり、健康保険の被保険者とならないような育児短時間勤務を行った場合（子が小学校就学の始期に達するまでの期間に限る）には、以下の計算式により業務従事期間に算入します。

＜計算式＞算入月数 ＝（実際に勤務した１週間あたりの時間数）÷（正職員の１週間あたりの勤務時間数 × ３／４）× 勤務月数

・上記の計算式により算出した月数に１月未満の端数が生じた場合は、これを切り上げます。
・育児短時間勤務の開始日又は終了日が月の途中の場合は、当該月は１月勤務したものとみなします。
・育児休業期間が満了した日の翌日から育児短時間勤務をした場合において、当該日が月の途中である場合は、当該日の属する月は勤務期間から控除します。
・育児短時間勤務は、病院ごとの就業規則によりさまざまな勤務形態が想定されますので、状況に応じた対応となります。育児短時間勤務や部分休業を取得しようとする場合は、事前にご相談ください。

②疾病による短時間勤務の取扱い

勤務先の医療機関が疾病による短時間勤務を承諾している場合は、以下の計算式により業務従事期間を算定します。なお、原則として診断書を提出していただき、岐阜県にて取扱いを協議します。

＜計算式＞算入月数 ＝（実際に勤務した１週間あたりの時間数）÷（正職員の１週間あたりの勤務時間数）× 勤務月数

・上記の計算式により算出した月数に１月未満の端数が生じた場合は、これを切り上げます。
・疾病による短時間勤務の開始日又は終了日が月の途中であり、その前後において正規の勤務時間で勤務している場合は、当該月は１月勤務したものとみなします。

6　義務外勤務等の取扱いについて

（1） 義務外勤務等とは

「義務外勤務等」とは次の事由に該当する場合を指します。

・借受人が自らの資質向上のため、知事が指定する医療機関以外の医療機関で勤務すること。

・大学院の医学を履修する課程に在学すること。

「義務外勤務等」を行った期間は、業務従事期間に算入されませんが、業務従事の継続性は保持されます。ただし、義務外勤務等の期間は通算４年以内が上限です。

（2）義務外勤務等の手続き

義務外勤務等をしようとする場合は、義務外勤務等承認申請書（規則第 10 号様式）に医師勤務予定書（要綱第７号様式）を添えて県に提出し、あらかじめ承認を得る必要があります。

審査の結果は、義務外勤務等承認決定通知書（規則第 11 号様式）又は義務外勤務等不承認決定通知書（規則第 12 号様式）にて通知します。

＊必ず事前に県の承認を得てください。事前の承認なく義務外勤務等を行った場合は、当該期間が業務従事期間に算入されないだけでなく、業務従事の継続性が保持されない場合があります。

＊義務外勤務等の期間は、種別（指定外医療機関での勤務・大学院在学）を問わず通算して４年以内が上限です。上限を超えた場合は業務従事の継続性が保持されなくなり、修学資金の返還が必要となる場合があります。

（3）義務外勤務等期間中の届出等

義務外勤務等を行っている期間中も、毎年４月 30 日までに業務等状況報告書(規則第７号様式)を提出してください。

また、義務外勤務等の内容に変更が生じた場合は、速やかに届出書（規則第６号様式）にその事実を証する書面を添えて提出してください。

（4）義務外勤務等の期間と業務従事期間の関係

義務外勤務等の期間は、業務従事期間に算入されず、その分だけ業務従事期間が延長されます。

例）貸付期間３年間で、１年間県外で勤務（義務外勤務等）した場合

大学在学	医師免許取得	１～２年目	３年目	４年目	５年目	６年目
第４学年から第６学年の３年間貸付		県内医療機関での初期臨床研修	知事指定医療機関での勤務	県外での勤務 **（義務外勤務等）**	知事指定医療機関での勤務	
			算入される	**算入されない**	算入される	

例）貸付期間３年間で、４年間大学院に在籍（義務外勤務等）した場合

大学在学	医師免許取得	１～２年目	３年目	４～７年目	８年目	９年目
第４学年から第６学年の３年間貸付		県内医療機関での初期臨床研修	知事指定医療機関での勤務	大学院在学 **（義務外勤務等）**	知事指定医療機関での勤務	
			算入される	**算入されない**	算入される	

7　修学資金の返還について

（１）返還が必要となる場合

以下のいずれかに該当することとなった場合には、修学資金を返還していただく必要があります。

・修学資金の貸付決定が取り消されたとき
・大学を卒業した月の翌月から起算して２年以内に医師免許を取得できなかったとき
（例：令和８年（2026 年）３月卒業の方は、令和 10 年（2028 年）３月までに医籍に登録される必要があります。）
・修学資金の返還免除の条件を満たさないこととなったとき

（２）返還額の計算方法

返還することとなった場合、交付を受けたそれぞれの修学資金の額に、交付を受けたそれぞれの日の翌日から起算して返還の事由が生じた日までの日数に応じ年10%の割合で計算した利息を加えた額の総額を返還していただくこととなります。

（３）返還の手続き

修学資金を返還しなければならないときは、返還事由が生じた日から起算して 20 日以内に修学資金返還明細書（規則第８号様式）を提出してください。

なお、提出した修学資金返還明細書の内容を変更しようとするときは、その理由を記載した修学資金返還方法変更承認申請書（規則第９号様式）を提出し、県の承認を得てください。

（４）返還方法

原則として、返還事由が生じた日の属する月の翌月から起算して１か月以内に一括返還していただくこととなります。

ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、返還事由が生じた日の属する月の翌月から起算して修学資金の貸付けを受けた期間の２分の１に相当する期間内に一括して、又は分割して返還することができます。

8　貸付決定後の届出等について

（1）大学在学中の届出等

大学在学中は、毎年度４月に修学資金貸付申請書（規則第１号様式）を提出していただく必要があります。また、実際に修学資金の貸付けを受けた際には、必ずその都度修学資金借用証書（規則第５号様式）を提出してください。

また、以下のいずれかに該当するときは、速やかに届出書（規則第６号様式）にその理由を証明する書類を添えて提出してください。

・氏名又は住所を変更したとき
・退学しようとするとき
・修学に堪えない程度の心身の故障を生じたとき
・休学し、又は停学の処分を受けたとき
・復学したとき
・保証人の氏名若しくは住所に変更があったとき、又は保証人が死亡し、破産手続き開始の決定を受け、その他保証人として適当でなくなったとき
・医師としての就業先・参加する専門研修プログラムを特定する奨学金や貸付金を受けたとき
・修学資金の貸付けを受けることを辞退するとき

（2）初期臨床研修中及び業務に従事する期間中の届出等

初期臨床研修中及び業務従事期間中は、毎年度４月に業務等状況報告書（規則第７号様式）を提出していただく必要があります。

また、以下のいずれかに該当するときは、速やかに届出書（規則第６号様式）にその理由を証明する書類を添えて提出してください。

・氏名又は住所を変更したとき
・保証人の氏名若しくは住所に変更があったとき、又は保証人が死亡し、破産手続き開始の決定を受け、その他保証人として適当でなくなったとき
・大学を卒業したとき
・医師の免許を取得したとき
・医師の免許を取得した後、県内医療機関で初期臨床研修を開始し、休止し、再開し、又は修了したとき
・県内の医療機関において初期臨床研修修了後、業務を開始し、休止し、再開し、又は業務に従事しなくなったとき
・業務に従事する医療機関等を変更したとき（業務従事証明書（要綱第５号様式）を併せて提出してください。）
・大学院の医学を履修する課程に入学し、又は修了したとき
・専門研修を開始し、中断し、再開し、辞退し、又は修了したとき
・参加する専門研修プログラムを変更しようとするとき（ただし、特定診療科の変更を伴わない場合に限る。）
・専門医の認定を受けたとき

※届出書に添付する書類については、「９　申請・届出等に必要な書類一覧」「10 時期別申請・届出提出一覧（例）」をご参照ください。

9　申請・届出等に必要な書類一覧

※提出書類に漏れ等がないか必ず確認してください。

項　　目	必要な書類	様式
修学資金の貸付けを申請するとき （＊）継続申請の場合は不要	○修学資金貸付申請書 ○履歴書（＊） ○大学の在学証明書 （申請年度に発行されたもの） ○戸籍抄本（＊） ○在学する大学の長又は学部長の推薦書（＊） ○大学の成績証明書 ○修学資金応募理由書（＊）	規則第１号様式 － － － 要綱第１号様式 － 要綱第２号様式
修学資金貸付決定通知書を受け取ったとき	○誓約書 ○口座振替申出書 ○同意書	規則第４号様式 要綱第３号様式 要綱第４号様式
修学資金の貸付けを受けたとき（年４回）	○修学資金借用証書	規則第５号様式
業務従事期間中に義務外勤務等をしようとするとき （知事が指定する医療機関以外の医療機関で勤務すること又は大学院の医学を履修する課程に在学すること）	○義務外勤務等承認申請書 ○医師勤務予定書 （注）義務外勤務等をしようとする場合は、あらかじめ知事の承認を得る必要があります。遅くとも義務外勤務等をしようとする１か月前には必ずその旨を岐阜県へご連絡ください。	規則第10号様式 要綱第７号様式
特定診療科を変更しようとするとき	○特定診療科変更承認申請書 ○専門研修計画書 ○医師勤務予定書	規則第13号様式 要綱第６号様式 要綱第７号様式
修学資金の返還免除を受けようとするとき	○修学資金返還免除申請書 ○業務従事証明書	規則第16号様式 要綱第５号様式
修学資金の返還をしなければならないとき	○修学資金返還明細書	規則第８号様式
修学資金返還明細書の内容に変更を加えようとするとき	○修学資金返還方法変更承認申請書	規則第９号様式
修学資金の返還の猶予を受けるとき	○修学資金返還猶予申請書 ○猶予を受ける資格を有することを証明する書類（在学証明書、健康診断書又は罹災証明書等）	規則第19号様式 －
「８　貸付決定後の届出等について」に記載の届出事由に該当するとき（「業務に従事する医療機関等を変更するとき」を除く）	○届出書 ○その事実を証明する書類	規則第６号様式
業務に従事する医療機関等を変更するとき	○届出書 ○その事実を証明する書類 ○業務従事証明書	規則第６号様式 － 要綱第５号様式
初期臨床研修及び業務に従事する期間中の状況報告をするとき（毎年４月30日まで）	○業務等状況報告書 ○その事実を証明する書類	規則第７号様式

１０　時期別申請・届出提出一覧（例）

◆４月に提出する書類（期限：原則毎年４月末日まで）

医学生 （継続申請者）	研修医 １年目	研修医 ２年目	専攻医 １年目	専攻医 ２年目以降
○修学資金貸付申請書 ○大学の在学証明書 ○大学の成績証明書	○届出書 （届出事由） ・大学卒業 ・医師免許取得 ・臨床研修開始 ○大学の卒業証明書 ○医師免許証の写し		○届出書 （届出事由） ・業務開始 ・専門研修開始 ・臨床研修修了 ○臨床研修修了登録証 ○専門研修計画書	
－	○業務等状況報告書（毎年） ○所属医療機関が発行する採用通知書、辞令書、労働条件通知書等の写しなど（勤務先が変更となる都度）			

◆以下の事由が発生した時は届出書及び添付書類を事由発生後速やかに提出

事　　由	添付書類
氏名を変更したとき	住民票、運転免許証の写しなど事実を証する書面
住所を変更したとき	
保証人の内容に変更が生じたとき	－
休学・復学したとき	休学許可証・復学許可証など事実を証する書面
退学しようとするとき	事実を証する書面
勤務先が変わった時	所属医療機関が発行する採用通知書、辞令書、労働条件通知書等の写し 業務従事証明書
初期臨床研修及び専門研修を中断したとき	所属医療機関が発行する育児休業、病気休業など 事実を証する書面（疾病による中断の場合、診断書など）
大学院に入学・修了したとき	事実を証する書面
専門医の認定を受けたとき	認定証など事実を証する書面

※提出書類に漏れ等がないか必ず確認してください。

１１　岐阜県内の臨床研修病院

病院名	所在地
地方独立行政法人 岐阜県総合医療センター	岐阜市野一色4-6-1
岐阜市民病院	岐阜市鹿島町7-1
社会医療法人蘇西厚生会 松波総合病院	羽島郡笠松町田代185-1
国立大学法人東海国立大学機構 岐阜大学医学部附属病院	岐阜市柳戸1-1
公立学校共済組合 東海中央病院	各務原市蘇原東島町4-6-2
岐阜赤十字病院	岐阜市岩倉町3-36
羽島市民病院	羽島市新生町3-246
独立行政法人国立病院機構 長良医療センター	岐阜市長良1300-7
朝日大学病院	岐阜市橋本町3-23
大垣市民病院	大垣市南頬町4-86
岐阜県厚生農業協同組合連合会岐阜・西濃医療センター 西濃厚生病院	揖斐郡大野町下磯293-1
医療法人徳洲会　大垣徳洲会病院	大垣市林町6丁目85-1
社会医療法人厚生会 中部国際医療センター	美濃加茂市健康のまち１-１
岐阜県厚生農業協同組合連合会　中濃厚生病院	関市若草通5-1
地方独立行政法人 岐阜県立多治見病院	多治見市前畑町5-161
岐阜県厚生農業協同組合連合会 公立東濃中部医療センター	土岐市肥田町浅野1078番200
総合病院中津川市民病院	中津川市駒場1522-1
社会医療法人厚生会 多治見市民病院	多治見市前畑町3-43
地方独立行政法人 岐阜県立下呂温泉病院	下呂市森2211
高山赤十字病院	高山市天満町3-11
岐阜県厚生農業協同組合連合会飛騨医療センター 久美愛厚生病院	高山市中切町1-1

１２　岐阜県内の基幹施設・特定診療科に係る専門研修プログラム

基幹施設名	プログラム					
	小児科	外科	産婦人科	麻酔科	救急科	総合診療
地方独立行政法人 岐阜県総合医療センター	○					
社会医療法人蘇西厚生会 松波総合病院		○	○	○	○	○
国立大学法人東海国立大学機構 岐阜大学医学部附属病院	○	○	○	○	○	○
みどり病院						○
大垣市民病院		○		○	○	
岐阜県厚生農業協同組合連合会岐阜・西濃医療センター 西濃厚生病院						○
社会医療法人厚生会 中部国際医療センター				○	○	○
岐阜県厚生農業協同組合連合会 中濃厚生病院				○		
県北西部地域医療センター 国保白鳥病院						○
地方独立行政法人 岐阜県立多治見病院		○				
公益財団法人地域医療振興協会 市立恵那病院						○

13 Q&A

令和８年（2026年）４月１日時点の情報です。今後、変更があれば随時更新していきます。

≪申請に関すること≫

Ｑ１　現在、大学の第３学年に在学しています。今年度から申請できますか。

Ａ１　申請できません。本制度の貸付対象は、大学の医学を履修する課程の第４学年から第６学年に在学する方です。第３学年以下の方は申請できませんので、第４学年に進級した年度から申請してください。

Ｑ２　第４学年から貸付けを受けたのですが、卒業するまでの間、修学資金を必ず借り受けなければなりませんか。

Ａ２　原則、卒業までの間、修学資金を借り受けてもらうことになります。

Ｑ３　返還免除条件となる知事が指定する医療機関での業務従事の期間は、貸付を受けた期間と同期間とのことですが、大学の第６学年の１年だけ貸付けを受けた場合、業務従事期間は１年となりますか。

Ａ３　貸付けを受けた期間が２年未満の場合、知事が指定する医療機関での業務従事期間は２年となります。

Ｑ４　岐阜県医学生修学資金の貸付けを受けていますが、本制度にも申請できますか。

Ａ４　申請できません。岐阜県医学生修学資金貸付規則による修学資金の貸付けを受けている方は本制度の対象外となります。

Ｑ５　他の奨学金や貸付金を受けていますが、申請できますか。また、併用できる奨学金や貸付金はありますか。

Ａ５　医師免許取得後、医師としての就業先・参加する専門研修プログラムを特定する奨学金や貸付金を受けている方、岐阜県医学生修学資金貸付規則による修学資金の貸付けを受けている方は申請できません。一方、これらに該当しない奨学金や貸付金であれば併用することができます。ただし、個別の奨学金・貸付金の内容によって判断が異なる場合がありますので事前に岐阜県医療福祉連携推進課へご相談ください。

なお、在学中に新たに併用不可の奨学金や貸付金を受けることとなった場合は、本制度による貸付決定が取り消され返還となります。

Ｑ６　留年した場合はどうなりますか。

Ａ６　留年中は、その年度について修学資金の貸付けを受けることはできません。ただし、留年の翌年度以降に進級された場合は、改めて申請することにより修学資金の貸付けの再開が可能です。なお、留年中の期間は貸付期間に算入されません。

Ｑ７　休学した場合はどうなりますか。

Ａ７　休学した日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸付けを行いません。なお、これらの月の分として既に交付した修学資金があるときは、復学した日の属する月の翌月以降の月の分として貸し付けられたものとみなします。休学した場合は、速やかに届出書（規則第６号様式） を提出してください。

Ｑ８　修学資金はいつ、どのように交付されますか。

Ａ８　原則、修学資金は３か月分をまとめて交付します。交付の時期については別途通知します。

≪特定診療科・専門研修プログラムに関すること≫

Ｑ９　専門研修プログラムは県外のプログラムでもいいですか。

Ａ９　本制度では、県内に所在する基幹施設の特定診療科に係る専門研修プログラム（詳しくは「12 岐阜県内の基幹施設・特定診療科に係る専門研修プログラム」をご参照ください。）への参加が返還免除の条件となっています。

Q10　基幹施設とは何ですか。

A10　基幹施設とは、専門研修プログラムを作成・管理し、参加する医師や連携施設及び関連施設を統括する施設をいいます。本制度では、県内に所在する基幹施設の特定診療科に係る専門研修プログラムへの参加が必要です。なお、専門研修プログラムに参加しながら実際に勤務する医療機関（連携施設）は、必ずしも基幹施設と同一である必要はありません。

Q11　特定診療科の６科（外科・小児科・産婦人科・救急科・麻酔科・総合診療科）以外の診療科を希望していますが、申請できますか。

A11　申請できません。本制度の対象となる診療科は、外科・小児科・産婦人科・救急科・麻酔科・総合診療科の６科に限られます。

Q12　申請時に希望した特定診療科を、後から変更することはできますか。

A12　事前に承認を得ることで変更することができます。変更を希望する場合は、あらかじめ必要書類を提出し承認を得てください（詳しくは「9 申請・届出等に必要な書類一覧」をご参照ください。）。

なお、事前の承認なく特定診療科を変更した場合は、変更後の業務が業務従事期間に算入されない場合がありますのでご注意ください。

Q13　参加する専門研修プログラムを変更したい場合はどうすればよいですか。

A13　特定診療科の変更を伴うかどうかによって、手続きが異なります。

変更の内容	手続き
特定診療科の変更を伴わない場合 （例：同じ外科の別プログラムへの変更）	事前承認は不要。速やかに届出書（規則第６号様式）　にその事実を証する書類を添えて提出
特定診療科の変更を伴う場合 （例:外科プログラムから小児科プログラムへの変更）	事前に特定診療科変更承認申請書（規則第13号様式）に必要書類を添えて提出し、承認を得ること。（詳しくは「9 申請・届出等に必要な書類一覧」をご参照ください。）

≪返還免除に関すること≫

Q14　初期臨床研修を県外の医療機関で行う事はできますか。

A14　本制度の返還免除条件として、初期臨床研修は必ず県内の医療機関（詳しくは「11 岐阜県内の臨床研修病院」をご参照ください。）で修了することが必要です。

Q15　業務従事期間中に、知事が指定する医療機関以外の医療機関で勤務した場合はどうなりますか。

A15　知事が指定する医療機関以外での勤務は、義務外勤務等に該当します。事前に義務外勤務等承認申請書（規則第10号様式）　に必要書類を添えて提出し、承認を得た場合は、業務従事の継続性は保持されますが、当該期間は業務従事期間に算入されません。なお、義務外勤務等の期間は種別を問わず通算４年以内ですのでご注意ください。事前の承認なく勤務した場合は、業務従事の継続性が保持されない場合がありますので、必ず事前にご相談ください。

Q16　自らの資質向上のため、一時的に県外の医療機関で勤務することは可能ですか。

A16　可能です。ただし、県内に所在する基幹施設の特定診療科に係る専門研修プログラムに参加している必要があります。また、県外の医療機関での勤務は義務外勤務等に該当するため、事前に知事の承認が必要です。

承認を得た場合は業務従事の継続性は保持されますが、義務外勤務等の期間は業務従事期間に算入されません。また、義務外勤務等の期間は種別を問わず通算４年以内が上限ですのでご注意ください。

Q17　業務従事期間中に大学院に進学したいと考えています。返還免除の条件はどうなりますか。

A17　大学院の医学を履修する課程への在学は義務外勤務等に該当します。事前に義務外勤務等承認申請書（規則第10号様式）　に医師勤務予定書（要綱第７号様式）を添えて提出し、承認を得た場合は、業務従事の継続性は保持されますが、大学院在学期間は業務従事期間に算入されません（通算４年以内）。

Q18　大学院在学中に、知事指定医療機関でも勤務する場合はどうなりますか。

A18　大学院在学中に知事指定医療機関で勤務する場合は、所属する医療機関における正規職員としての勤務である場合に限り業務従事期間に算入します。

Q19　大学院在学中に知事指定医療機関以外でも勤務している場合はどうなりますか。

A19　大学院在学と知事指定医療機関以外での勤務は、いずれも義務外勤務等に該当します。これらの期間は合算して通算４年以内が上限となります。

Q20　業務従事期間中に出産・育児休業を取得した場合、業務従事期間はどうなりますか。

A20　産前産後休暇は、業務従事期間に算入されますが育児休業期間は業務従事期間に算入されません。業務従事の継続性は保持されますが、休業した期間の分だけ業務従事期間が延長されます。なお、育児のための短時間勤務を行った場合は、実際の勤務時間に応じて業務従事期間に算入されます（詳しくは「５　休業・短時間勤務の取扱いについて」をご参照ください。）。

Q21　業務従事期間中に業務に起因する疾病等により業務を継続できなくなった場合はどうなりますか。

A21　業務に起因する死亡、疾病その他やむを得ない理由により業務を継続することができなくなったときは、返還債務の全部が免除されます。

Q22　業務に起因する理由以外のやむを得ない理由により業務を継続できなくなった場合、返還債務は免除されますか。

A22　業務に起因する理由以外であっても、死亡、疾病、災害その他やむを得ない理由により業務に従事することができなくなったと認められる場合や、修学資金の返還が困難と認められる場合は、返還債務の全部または一部が免除される場合があります。この場合、岐阜県医療福祉連携推進課へご相談ください。

≪業務従事期間に関すること≫

Q23　業務従事期間における勤務とはどのような勤務ですか？

A23　原則として所属する医療機関における正規職員として勤務する必要があります。また、所属する医療機関が育児短時間勤務や疾病による短時間勤務等を承諾している場合は、実際の勤務時間に応じた計算方法で業務従事期間に算入されます（詳しくは「５　休業・短時間勤務の取扱いについて」をご参照ください。）。

Q24　正規職員として勤務できない場合はどうなりますか。

A24　やむを得ない事情により正規職員として勤務できない場合は個別に判断しますので、事前に岐阜県医療福祉連携推進課へご相談ください。

Q25　義務外勤務等の通算４年の上限を超えた場合はどうなりますか。

A25　義務外勤務等の期間は通算４年です。なお、疾病、災害その他やむを得ない理由がある場合は、事前に岐阜県医療福祉連携推進課へご相談ください。

Q26　疾病による短時間勤務を行った場合、業務従事期間はどのように計算されますか。

A26　勤務先の医療機関が疾病による短時間勤務を承諾している場合は、岐阜県にて取扱いを協議します（詳しくは「５　休業・短時間勤務の取扱いについて」をご参照ください。）。

≪返還に関すること≫

Q27　返還が必要となった場合、利息はどのように計算されますか。

A27　利息は、修学資金の交付を受けたそれぞれの日の翌日から返還事由が生じた日までの日数に応じ、年10%の割合（日割り計算）　で計算されます。具体的な返還額については、岐阜県医療福祉連携推進課へお問い合わせください。

Q28　大学卒業後、医師免許を取得できなかった場合はどうなりますか。

A28　大学を卒業した月の翌月から起算して２年以内に医師免許を取得できなかった場合は、修学資金を返還していただく必要があります。

（例）令和８年（2026年）３月卒業の方は、令和10年（2028年）３月までに医籍に登録される必要があります。

返還額は、交付を受けた修学資金の総額に年10%の利息を加えた額となります。

Q29　一括返還が困難な場合、分割返還はできますか。

A29　原則、一括返還していただくこととなります。ただし、特別な事情があると認められるときは、分割返還が認められる場合があります。分割返還を希望する場合は、修学資金返還明細書（規則第８号様式）　に分割返還を希望する旨を記載して提出してください。

Q30　返還が必要となった場合、返還の猶予を受けることはできますか。

A30　以下のいずれかに該当する場合は、返還の猶予を受けることができます。

猶予が認められる場合	猶予期間
貸付決定が取り消された後も引き続き大学に在学しているとき	大学卒業まで
疾病、災害その他やむを得ない理由により返還が困難であると知事が認めるとき	該当する事例により返還が困難な期間（個別に判断）

なお、手続きについては「９　申請・届出等に必要な書類一覧」をご参照ください。

Q31　返還期日までに返還できなかった場合はどうなりますか。

A31　返還すべき日までに返還しなかった場合は、年14.6%の延滞利息が加算されます。

Q32　返還の猶予や、分割返還が認められた場合の遅延利息はどうなりますか。

A32　返還の猶予が認められた場合は猶予後の返還期日から年14.6%の延滞利息が加算されます。また、分割返還が認められた場合は、それぞれの返還期日から年14.6%の延滞利息が加算されます。

≪その他≫

Q33　届出が遅れてしまった場合、どのような影響がありますか。

A33　届出が遅れると、業務従事期間の算定に影響が生じる場合があります。特に、勤務先の変更や義務外勤務等の開始・終了に関する届出が遅れた場合は、業務従事期間の算定に支障をきたすことがあります。届出は事由発生後速やかに提出してください。なお、届出については、「８ 貸付決定後の届出等について」をご参照ください。

Q34　修学資金の返還免除を受けた場合、課税されますか。

A34　地方公共団体が医学生等に貸与した修学資金については、卒業後に一定期間、指定された医療機関に従事したことにより返還が免除された場合、その返還免除額による返還免除益は、所得税法第9条第1項第15号に規定する非課税所得として取り扱われるため、非課税となります。

Q35　岐阜県内で勤務する医療機関はどこですか。

A35　業務従事期間に算入される医療機関は、知事が指定する医療機関（要綱別表２）です。ただし、業務従事先の選択にあたっては、参加する専門研修プログラムの基幹施設や連携施設との関係もありますので、専門研修プログラム（詳しくは「12 岐阜県内の基幹施設・特定診療科に係る専門研修プログラム」をご参照ください。）への参加状況を踏まえてご検討ください。

Q36　修学資金の貸付けを受けた後、医師になることを諦めた場合はどうなりますか。

A36　大学を退学した場合や、医師免許を取得できなかった場合など、修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるときは、貸付決定が取り消され、修学資金を返還していただく必要があります。返還額は、交付を受けた修学資金の総額に年10%の利息を加えた額となります。

１４．修学資金貸付規則及び要綱

名　　称	番　　号	ページ
岐阜県特定診療科医学生修学資金貸付規則	―	２２
修学資金貸付申請書	（規則）第１号様式	２８
修学資金貸付決定通知書	（規則）第２号様式	３０
修学資金貸付不承認決定通知書	（規則）第３号様式	３１
誓約書	（規則）第４号様式	３２
修学資金借用証書	（規則）第５号様式	３３
届出書	（規則）第６号様式	３４
業務等状況報告書	（規則）第７号様式	３５
修学資金返還明細書	（規則）第８号様式	３６
修学資金返還方法変更承認申請書	（規則）第９号様式	３７
義務外勤務等承認申請書	（規則）第10号様式	３８
義務外勤務等承認決定通知書	（規則）第11号様式	３９
義務外勤務等不承認決定通知書	（規則）第12号様式	４０
特定診療科変更承認申請書	（規則）第13号様式	４１
特定診療科変更承認決定通知書	（規則）第14号様式	４２
特定診療科変更不承認決定通知書	（規則）第15号様式	４３
修学資金返還免除申請書	（規則）第16号様式	４４
修学資金返還免除決定通知書	（規則）第17号様式	４６
修学資金返還免除不承認決定通知書	（規則）第18号様式	４７
修学資金返還猶予申請書	（規則）第19号様式	４８
修学資金返還猶予決定通知書	（規則）第20号様式	４９
修学資金返還猶予不承認決定通知書	（規則）第21号様式	５０

岐阜県特定診療科医学生修学資金貸付要綱		５１
推薦調書	（要綱）第１号様式	５７
修学資金応募理由書	（要綱）第２号様式	５８
口座振替申出書	（要綱）第３号様式	５９
同意書	（要綱）第４号様式	６０
業務従事証明書	（要綱）第５号様式	６１
専門研修計画書	（要綱）第６号様式	６２
医師勤務予定書	（要綱）第７号様式	６３

岐阜県特定診療科医学生修学資金貸付規則

（総則）

第一条　県は、県内で医師が特に不足している診療科及び県内で特に需要が増大している総合診療科に係る地域医療の確保を図るため、大学において医学を履修する課程に在学する者であって、将来県内の医療機関の特定の診療科において業務に従事することにより地域医療に貢献する意思のあるものに対して修学資金を貸し付けるものとし、その貸付けに関しては、この規則の定めるところによる。

（用語の定義）

第二条　この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

一　特定診療科　外科、小児科、産婦人科、救急科、麻酔科及び総合診療科をいう。

二　大学　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学をいう。

三　医療機関　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五に規定する病院又は診療所をいう。

四　業務　医療法第三十条の四第二項第五号イからトまでに掲げる医療に係る業務のうち、医師として行うものをいう。

五　臨床研修　医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十六条の二第一項に規定する臨床研修をいう。

六　専門研修　医師法第十六条の十第一項に規定する団体が実施する医師の研修のうち、一般社団法人日本専門医機構による認定を受けたものをいう。

七　専門研修プログラム　一般社団法人日本専門医機構による認定を受けた整備基準に則って基幹施設が作成した専門研修に係るプログラムをいう。

八　基幹施設　専門研修プログラムを作成及び管理し、当該プログラムに参加する医師、連携する施設及び関連する施設を統括する施設をいう。

九　業務従事期間　修学資金の返還債務の全部を免除するものとされる要件である業務に従事した期間をいう。

（貸付けの対象者等）

第三条　修学資金の貸付けの対象者は、大学（自治医科大学を除く。）の医学を履修する課程の第四学年から第六学年までに在学する者であって、大学卒業後の一定期間、県内に所在する基幹施設の特定診療科に係る専門研修プログラムに参加し、県内の医療機関において特定診療科に係る業務に従事する意思のあるものとする。ただし、修学に関し、他の同種の資金の貸付け又は支給を受けている者及び岐阜県医学生修学資金貸付規則(平成二十年岐阜県規則第二十六号)による修学資金の貸付けを受けている者は、貸付けの対象者としない。

２　修学資金の貸付けを受ける者の数は、毎年度予算の範囲内で知事が決定する。

（修学資金の貸付額及び貸付期間）

第四条　修学資金の貸付額は、月額十万円とする。

２　修学資金を貸し付ける期間は、三年を超えることができない。ただし、知事が特に認める場合は、この限りでない。

（貸付けの申請）

第五条　修学資金の貸付けを受けようとする者（以下「貸付申請者」という。）は、修学資金貸付申請書（別記第一号様式）に、次に掲げる書面を添えて、知事に提出しなければならない。

一　履歴書

二　大学の在学証明書

三　戸籍抄本

四　在学する大学の長又は学部長の推薦調書
五　大学の成績証明書
六　前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書面

（貸付けの決定）
第六条　知事は、前条の規定により修学資金貸付申請書の提出があったときは、書面審査及び面接審査を行い、その結果を文書により貸付申請者に通知するものとする。
２　前項の規定による通知は、修学資金貸付決定通知書（別記第二号様式）又は修学資金貸付不承認決定通知書（別記第三号様式）によるものとする。
３　前項の規定により修学資金貸付決定通知書の交付を受けた者（以下「修学生」という。）は、当該通知書を受け取った日から起算して二十日以内に誓約書（別記第四号様式）を知事に提出しなければならない。

（連帯保証人）
第七条 修学生は、連帯保証人（以下「保証人」という。）二人を立てなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認める場合は、一人の保証人を立てれば足りる。

（修学資金の交付）
第八条 第四条第一項に規定する修学資金は、三月分を併せて交付するものとし、交付する時期については、別に定める。
２ 前項の規定にかかわらず、知事が特別の事情があると認めるときは、別の方法により交付することができる。

（借用証書）
第九条 修学生は、修学資金の貸付けを受けた後、直ちに修学資金借用証書（別記第五号様式）を知事に提出しなければならない。

（届出義務）
第十条 修学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、届出書（別記第六号様式）にその事実を証する書面を添えて、速やかに知事に提出しなければならない。
一　氏名又は住所を変更したとき。
二　退学しようとするとき。
三　修学に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。
四　休学し、又は停学の処分を受けたとき。
五　復学したとき。
六　保証人の氏名若しくは住所に変更があったとき、又は保証人が死亡し、破産手続開始の決定を受け、その他保証人として適当でなくなったとき。
七　修学に関し、他の同種の資金の貸付け又は支給を受けたとき。
八　修学資金の貸付けを受けることを辞退するとき。
２ 修学資金の貸付けを受け終わった者（以下「借受人」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、届出書（別記第六号様式）にその事実を証する書面を添えて、速やかに知事に提出しなければならない。ただし、修学資金の返還債務が消滅したときは、この限りでない。
一　前項第一号又は第六号に該当するとき。
二　大学を卒業したとき。
三　医師の免許を取得したとき。
四　医師の免許を取得した後、県内の医療機関で臨床研修を開始し、休止し、再開し、又は修了したとき。
五　臨床研修修了後、業務を開始し、休止し、再開し、又は業務に従事しなくなったとき。

六　業務に従事する医療機関を変更したとき。
七　学校教育法第九十七条の大学院（以下「大学院」という。）の医学を履修する課程に入学し、又は修了したとき。
八　専門研修を開始し、中断し、再開し、辞退し、又は修了したとき。
九　参加する専門研修プログラムを変更しようとするとき。ただし、第十四条第五項の規定により知事の承認を得た場合を除く。
十　専門研修に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。
十一 専門医の認定を受けたとき。
3　借受人は、臨床研修及び業務に従事している間は、毎年四月三十日までに業務等状況報告書（別記第七号様式）を知事に提出しなければならない。ただし、修学資金の返還債務が消滅したときは、この限りでない。
4　修学生又は借受人が死亡したときは、保証人は、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

（保証人の変更）
第十一条　修学生及び借受人は、保証人が死亡し、破産手続開始の決定を受け、その他保証人として適当でなくなったときは、速やかに代わりの保証人を立てなければならない。

（貸付けの決定の取消し等）
第十二条　知事は、修学生が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の貸付けの決定を取り消すものとする。
一　大学を退学したとき。
二　心身の故障のため、修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
三　学業成績又は素行が著しく不良と認められるとき。
四　修学に関し、他の同種の資金の貸付け又は支給を受けたとき。
五　修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。
六　死亡したとき。
七　県内で特定診療科に係る専門研修プログラムを受ける見込みがなくなったと認められるとき。
八　前各号に掲げるほか、修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがないと認められるとき。
2　修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学した日又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸付けを行わないものとする。この場合において、これらの月の分として既に交付した修学資金があるときは、当該修学生が復学した日の属する月の翌月以降の月の分として貸し付けられたものとみなす。

（修学資金の返還）
第十三条 借受人は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から起算して一月以内に、交付を受けたそれぞれの修学資金の額に、交付を受けたそれぞれの日の翌日から起算して当該各号に規定する事由が生じた日までの期間（次条第三項又は第四項の規定により業務従事期間に算入しない期間を除く。）の日数に応じ年十パーセントの割合で計算した利息の額（一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）を加えた額の総額（百円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）を一括して返還しなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から起算して修学資金の貸付けを受けた期間の二分の一に相当する期間（第二十二条第一項の規定により返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間とを合算した期間）内に一括して、又は分割して返還することができる。
一　前条第一項の規定により修学資金の貸付けの決定が取り消されたとき。
二　大学を卒業した月の翌月から起算して二年以内に医師免許を取得できなかったとき。

三　次条第一項の規定による返還債務の当然免除の条件を満たさないこととなったとき。
2　借受人は、修学資金を返還しなければならないときは、その事由が生じた日から起算して二十日以内に修学資金返還明細書（別記第八号様式）を知事に提出しなければならない。
3　借受人は、前項の規定により提出した修学資金返還明細書の内容に変更を加えようとするときは、その理由を記載した修学資金返還方法変更承認申請書（別記第九号様式）を知事に提出し、その承認を得なければならない。

（返還債務の当然免除）
第十四条　知事は、借受人が、医師の免許取得後、直ちに臨床研修を県内の医療機関において修了し、引き続き県内に所在する基幹施設の特定診療科に係る専門研修プログラムに参加し、知事が指定する医療機関において当該修学資金の貸付けを受けた期間と同期間（一年に満たない期間があるときはその期間を一年として算定し、当該修学資金の貸付けを受けた期間が二年に満たないときは二年とする。）当該専門研修プログラムと同一の特定診療科に係る業務に従事したときは、当該修学資金の返還債務の全部を免除するものとする。
2　前項に規定する業務に係る業務従事期間の計算は、当該業務従事期間の初日の属する月から当該業務従事期間の末日の属する月までの月数による。ただし、当該業務従事期間の末日の属する月において再び業務に従事することとなったときは、その月を一月として計算するものとする。
3　借受人が、自らの資質向上のため通算して四年を超えない範囲内で次に掲げる勤務等（以下「義務外勤務等」という。）により第一項に規定する業務に従事することができなかった期間がある場合は、当該期間においても同項に規定する業務への従事の継続性が保持されているものとするが、当該期間は業務従事期間に算入しない。
一　第一項に規定する知事が指定する医療機関以外の医療機関で勤務すること。
二　大学院の医学を履修する課程に在学すること。
4　借受人が、疾病、災害、出産その他やむを得ない理由のため業務に従事することができなかった期間がある場合は、当該期間においても第一項に規定する業務への従事の継続性が保持されているものとするが、当該期間は業務従事期間に算入しない。
5　第一項の規定にかかわらず、修学生又は借受人が、知事の承認を得て、参加し、又は参加しようとする専門研修プログラム（県内に所在する基幹施設が実施するものに限る。）及び従事し、又は従事しようとする特定診療科を変更したときは、知事が指定する医療機関において従事する当該変更後の専門研修プログラムと同一の特定診療科に係る業務を、同項に規定する業務とみなして業務従事期間に算入するものとする。
6　第一項の規定にかかわらず、借受人が業務に起因する死亡、疾病その他やむを得ない理由により同項に規定する業務を継続することができなかったときは、当該修学資金の返還債務の全部を免除するものとする。

（義務外勤務等承認の申請）
第十五条　前条第三項の規定により義務外勤務等をしようとする借受人（以下「義務外勤務等申請者」という。）は、あらかじめ義務外勤務等承認申請書（別記第十号様式）に当該務外勤務等の内容が分かる書面を添えて、知事に提出しなければならない。

（義務外勤務等承認の決定）
第十六条　知事は、前条の規定により義務外勤務等承認申請書の提出があったときは、これを審査し、その結果を文書により義務外勤務等申請者に通知するものとする。
2　前項の規定による通知は、義務外勤務等承認決定通知書（別記第十一号様式）又は義務外勤務等不承認決定通知書（別記第十二号様式）によるものとする。

（特定診療科の変更承認の申請）

第十七条　第十四条第五項の規定により特定診療科の変更をしようとする修学生又は借受人（以下「特定診療科変更申請者」という。）は、あらかじめ特定診療科変更承認申請書（別記第十三号様式）に変更後の勤務の内容が分かる書面を添えて、知事に提出しなければならない。

（特定診療科の変更承認の決定）

第十八条　知事は、前条の規定により特定診療科変更承認申請書の提出があったときは、これを審査し、その結果を文書により特定診療科変更申請者に通知するものとする。

２　前項の規定による通知は、特定診療科変更承認決定通知書（別記第十四号様式）又は特定診療科変更不承認決定通知書（別記第十五号様式）によるものとする。

（返還債務の裁量免除）

第十九条　知事は、第十四条に規定する場合を除くほか、借受人が死亡、疾病、災害その他やむを得ない理由により同条第一項に規定する業務に従事することができなくなったと認められるとき、又は修学資金の返還が困難と認められるときは、当該修学資金の返還債務の全部又は一部を免除することができる。

（返還免除の申請）

第二十条　第十四条及び前条の規定により修学資金の返還債務の免除を受けようとする借受人（以下「免除申請者」という。）は、修学資金返還免除申請書（別記第十六号様式）に免除を受ける資格を有することを証する書面を添えて、知事に提出しなければならない。

（返還免除の決定）

第二十一条　知事は、前条の規定により修学資金返還免除申請書の提出があったときは、これを審査し、その結果を文書により免除申請者に通知するものとする。

２　前項の規定による通知は、修学資金返還免除決定通知書（別記第十七号様式）又は修学資金返還免除不承認決定通知書（別記第十八号様式）によるものとする。

（返還の猶予）

第二十二条　知事は、借受人が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由が継続する期間、修学資金の返還債務の履行を猶予することができる。

一　第十二条第一項の規定により修学資金の貸付けの決定が取り消された後も引き続き当該大学に在学しているとき。

二　疾病、災害その他やむを得ない理由により修学資金の返還が困難であると知事が認めるとき。

２　前項の規定により修学資金の返還債務の履行の猶予を受けようとする者（以下「猶予申請者」という。）は、修学資金返還猶予申請書（別記第十九号様式）に同項各号に掲げる事由を証する書面を添えて、知事に提出しなければならない。

（返還猶予の決定）

第二十三条　知事は、前条第二項の規定により修学資金返還猶予申請書の提出があったときは、これを審査し、その結果を文書により猶予申請者に通知するものとする。

２　前項の規定による通知は、修学資金返還猶予決定通知書（別記第二十号様式）又は修学資金返還猶予不承認決定通知書（別記第二十一号様式）によるものとする。

（延滞利息）

第二十四条　借受人は、修学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年十四・六パーセントの割合で計算した延滞利息（百円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）を支払わなければならない。

（雑則）
第二十五条　この規則に定めるもののほか、修学資金の貸付けに関し必要な事項は、別に定める。

附　則（令和八年四月一日岐阜県規則第六十七号）
この規則は、公布の日から施行する。

別記
第１号様式（第５条関係）

修学資金貸付申請書

新規・継続の別	新・継

<table>
<tr><td rowspan="4">貸付申請額等</td><td colspan="5">岐阜県特定診療科医学生修学資金</td></tr>
<tr><td>従事を希望する特定診療科名</td><td>外科・小児科・産婦人科・救急科・麻酔科・総合診療科</td><td>貸付申請額</td><td colspan="2">月額　　円</td></tr>
<tr><td>大学卒業までの貸付期間</td><td colspan="4">年　　月から　　年　　月まで</td></tr>
<tr><td>今回申請期間及び申請額</td><td colspan="4">年　　月から　　年　　月まで
円</td></tr>
<tr><td rowspan="8">本人</td><td>ふりがな</td><td colspan="2"></td><td rowspan="3">大学名等</td><td rowspan="3">大学
学科
所属する学年
年</td></tr>
<tr><td>氏　　名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>生年月日
及び年齢</td><td colspan="2">年　　月　　日
（満　　歳）</td></tr>
<tr><td>大学入学
年　　月</td><td colspan="2">年　　月</td><td>卒業予定
年　　月</td><td>年　　月</td></tr>
<tr><td>現住所及び
電話番号</td><td colspan="4">〒
（　　）　－　　携帯電話　　－　　－</td></tr>
<tr><td>帰省先住所及び電話番号</td><td colspan="4">〒
（　　）　－</td></tr>
<tr><td>高校在学時の
居住市町村名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>メール
アドレス</td><td colspan="4">携帯メール：
ＰＣメール：</td></tr>
<tr><td colspan="2">添　付　書　類</td><td colspan="4">１　履歴書＊
２　大学の在学証明書
３　戸籍抄本＊
４　在学する大学の長又は学部長の推薦調書＊
５　大学成績証明書
６　その他知事が必要と認めるもの
＊は継続貸付申請時には添付不要</td></tr>
</table>

上記のとおり、岐阜県特定診療科医学生修学資金の貸付けを受けたいので申請します。

年　　月　　日

申請者氏名

岐阜県知事　様

従事を希望する特定診療科は該当するもの１つを○で囲むこと。

上記の申請者が貸付けを受ける岐阜県特定診療科医学生修学資金の返還債務については、本人と連帯して履行することを保証します。
なお、破産宣告は受けておりません。

年　　月　　日

岐阜県知事　様

連帯保証人	住　所		電話番号 (自宅)	
	氏　名		生年月日 及び年齢	年　月　日 (満　歳)
	職　業		本人との 続　柄	
	住　所		電話番号 (自宅)	
	氏　名		生年月日 及び年齢	年　月　日 (満　歳)
	職　業		本人との 続　柄	

第２号様式（第６条関係）

修学資金貸付決定通知書

第　　号
年　　月　　日

様

岐阜県知事　　印

年　　月　　日付けで申請のあった岐阜県特定診療科医学生修学資金の貸付けについては、下記のとおり貸付けをすることに決定しましたので、岐阜県特定診療科医学生修学資金貸付規則第６条第１項の規定により通知します。

記

貸付決定番号	第　　号	
特定診療科名		
貸付金額	円	
貸付期間	貸付金額	貸付金の交付時期
年　月～　年　月	円	年　月
年　月～　年　月	円	年　月
年　月～　年　月	円	年　月
年　月～　年　月	円	年　月

備考

修学資金を返還することとなった場合は、年10%の利息が加算されます。

第３号様式（第６条関係）

修学資金貸付不承認決定通知書

第　　号
年　　月　　日

様

岐阜県知事　　印

　　年　　月　　日付けで申請のあった　岐阜県特定診療科医学生修学資金の貸付けについては、下記の理由により不承認と決定しましたので、岐阜県特定診療科医学生修学資金貸付規則第６条第１項の規定により通知します。

記

理由

第４号様式（第６条関係）

誓　約　書

わたくしは、岐阜県特定診療科医学生修学資金貸付規則に定める修学生としての

誇りをもって、学業に専念し、品位を高め、その趣旨に沿うよう努力することを誓

います。

なお、修学後は、地域医療に貢献するため、県内の医療機関の特定診療科におい

て、医師として従事することを誓います。

年　　月　　日

貸付決定番号　　第　　号

氏　　名

岐阜県知事　　様

第５号様式（第９条関係）

修学資金借用証書	
借　用　金　額	円
ただし、岐阜県特定診療科医学生修学資金	
特定診療科名	
借　用　期　間	年　　月　～　　年　　月
大　　学　　名	

上記のとおり借用しました。

年　　月　　日

貸付決定番号　　第　　号
住　　所
氏　　名

岐阜県知事　様

第６号様式（第 10 条関係）

届　　出　　書

年　　月　　日

岐阜県知事　様

届出者（本人）住所

氏名

連絡先（電話番号）
（メールアドレス）
Ｐ　Ｃ:
携帯:
貸付決定番号　　第　　号

岐阜県特定診療科医学生修学資金貸付規則第10条{ 第１項 / 第２項 }の規定により、

下記のとおり届け出ます。

記

届　出　事　項	
届出事項の発生 年　　月　　日	
届　出　内　容	

添付書類

届出内容の欄に記載する事実を証する書類

第１項又は第２項のうち該当するものを〇で囲むこと。

第７号様式（第 10 条関係）

業　務　等　状　況　報　告　書

年　　月　　日

岐阜県知事　様

借受人（本人）住所
氏名
連絡先（電話番号）
（メールアドレス）
Ｐ　Ｃ:
携帯:
貸付決定番号　　第　　号

岐阜県特定診療科医学生修学資金貸付規則第 10 条第３項の規定により、下記のとおり報告します。

記

１　臨床研修に従事しています。	医療機関の名称	
	医療機関の所在地	
2　知事指定医療機関で特定診療科に係る業務に従事しています。	医療機関の名称	
	医療機関の所在地	
	従事する診療科	
3　知事指定医療機関以外又は知事指定医療機関の特定診療科以外で業務に従事しています。	医療機関の名称	
	医療機関の所在地	
	従事する診療科	
4　その他		

備考

１　業務従事対象医療機関とは、岐阜県特定診療科医学生資金貸付規則第 14 条第１項の知事が指定する医療機関をいうこと。

２　上記１から４までのうち該当する番号を○で囲み、所要事項を記入すること。

３　現在の状況を証する書類を添付すること。

４　毎年４月１日現在の状況について記載すること。

第８号様式（第 13 条関係）

<table>
<tr><td colspan="5">修学資金返還明細書</td></tr>
<tr><td>返 還 金 額</td><td colspan="4">円</td></tr>
<tr><td>返 還 方 法</td><td colspan="4">１　一括払い　　２　その他（　年賦・半年賦　）</td></tr>
<tr><td>返 還 期 間</td><td colspan="2">年　月から　年　月まで</td><td>返 還 回 数</td><td>回</td></tr>
<tr><td>１回当たりの返還額</td><td>第 １ 回</td><td>円</td><td>第２回以後</td><td>円</td></tr>
<tr><td>返 還 理 由</td><td colspan="4">岐阜県特定診療科医学生修学資金貸付規則第１３条第１項第　　号該当</td></tr>
<tr><td>この資金を借用し修学した期間</td><td colspan="4">年　　月～　　年　　月　（　　か月）</td></tr>
<tr><td colspan="5">上記のとおり、　岐阜県特定診療科医学生修学資金を返還します。

年　　月　　日

岐阜県知事　様

借 受 人 住　　所
氏　　名
電話番号

連帯保証人　住　　所
氏　　名
電話番号
連帯保証人　住　　所
氏　　名
電話番号</td></tr>
</table>

備考

１　返還方法は、該当するものを〇で囲むこと。

第９号様式（第13条関係）

<table>
<tr><td colspan="6">修学資金返還方法変更承認申請書</td></tr>
<tr><td>返　還　金　額</td><td colspan="5">円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">返　還　方　法</td><td>現在</td><td colspan="4">１　一括払い　　２　その他（年　賦・半年賦）</td></tr>
<tr><td>今後</td><td colspan="4">１　一括払い　　２　その他（年　賦・半年賦）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">返還金額の算出</td><td colspan="3">借　受　金　額</td><td colspan="2">円</td></tr>
<tr><td colspan="3">既　返　還　額</td><td colspan="2">円</td></tr>
<tr><td colspan="3">既　免　除　額</td><td colspan="2">円</td></tr>
<tr><td colspan="3">返還方法変更後の返還金額</td><td colspan="2">円</td></tr>
<tr><td>変更後の返還期間</td><td colspan="2">年　月から　　年　月まで</td><td>変更後の返還回数</td><td>回</td></tr>
<tr><td>変更後１回当たりの返還額</td><td>第１回</td><td>円</td><td>第２回以後</td><td>円</td></tr>
<tr><td>変更しようとする理由</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

上記のとおり、岐阜県特定診療科医学生修学資金の返還方法を変更したいので申請します。

年　　月　　日

岐阜県知事　様

借　受　人　住　　所
氏　　名
電話番号

連帯保証人　住　　所
氏　　名
電話番号

連帯保証人　住　　所
氏　　名
電話番号

備考

１　返還方法は、該当するものを○で囲むこと。

第10号様式（第15条関係）

義務外勤務等承認申請書

年　　月　　日

岐阜県知事　様

貸付決定番号　　第　　号
住　　所
氏　　名

岐阜県特定診療科医学生修学資金貸付規則第 14 条第３項の規定による義務外勤務等をしたいので、同規則第 15 条の規定により申請します。

義務外勤務等の種別	岐阜県特定診療科医学生修学資金貸付規則第 14 条第３項第　　号該当	
義務外勤務等をしようとする機関の名称及び所在地並びに勤務する診療科	名　称	
	所在地	
	勤務する診療科	
義務外勤務等開始予定年月日	年　　月　　日	
義務外勤務等終了予定年月日	年　　月　　日	
義務外勤務等をしようとする理由		

備考　「勤務する診療科」欄は、義務外勤務等をしようとする機関が医療機関である場合に記載すること。

第 11 号様式（第 16 条関係）

義務外勤務等承認決定通知書

第　　号
年　　月　　日

様

岐阜県知事　　印

　　年　　月　　日付けで申請のあった義務外勤務等については、下記のとおり承認することに決定したので、岐阜県特定診療科医学生修学資金貸付規則第 16 条の規定により通知します。

記

貸付決定番号	第　　号	
義務外勤務等をしようとする機関の名称及び所在地並びに勤務する診療科	名　称	
	所在地	
	勤務する診療科	
義務外勤務等開始予定年月日	年　　月　　日	
義務外勤務等終了予定年月日	年　　月　　日	

備　考

第 12 号様式（第 16 条関係）

義務外勤務等不承認決定通知書

第　　号
年　　月　　日

様

岐阜県知事　　㊞

年　　月　　日付けで申請のあった義務外勤務等については、下記のとおり不承認と決定したので、岐阜県特定診療科医学生修学資金貸付規則第 16 条の規定により通知します。

記

理　由

第13号様式（第17条関係）

特定診療科変更承認申請書

年　　月　　日

岐阜県知事　様

貸付決定番号　　第　　号
住　　所
氏　　名

岐阜県特定診療科医学生修学資金貸付規則第 14 条第５項の規定による特定診療科の変更をしたいので、同規則第 17 条の規定により申請します。

従前の専門研修プログラム名	
変更後の専門研修プログラム名	
従前の特定診療科	
変更後の特定診療科	
特定診療科変更予定年月日	年　　月　　日
特定診療科を変更する理由	

備考　「特定診療科を変更する理由」欄には、特定診療科を変更することになった理由について、可能な限り具体的に記載すること。

第 14 号様式（第 18 条関係）

特定診療科変更承認決定通知書

第　　号
年　　月　　日

様

岐阜県知事　　印

　　年　　月　　日付けで申請のあった特定診療科の変更については、下記のとおり承認することに決定したので、岐阜県特定診療科医学生修学資金貸付規則第 18 条の規定により通知します。

記

貸付決定番号	第　　号
従前の専門研修プログラム名	
変更後の専門研修プログラム名	
従前の特定診療科	
変更後の特定診療科	
特定診療科変更予定年月日	年　　月　　日

備　考

第 15 号様式（第 18 条関係）

特定診療科変更不承認決定通知書

第　　号
年　　月　　日

様

岐阜県知事　　㊞

年　　月　　日付けで申請のあった特定診療科の変更については、下記のとおり不承認と決定したので、岐阜県特定診療科医学生修学資金貸付規則第 18 条の規定により通知します。

記

理　由

第16号様式（第20条関係）　（表面）

修学資金返還免除申請書

免除申請金額	円		
免除申請理由	1　岐阜県特定診療科医学生修学資金貸付規則第14条第１項に該当 2　岐阜県特定診療科医学生修学資金貸付規則第14条第６項に該当 3　岐阜県特定診療科医学生修学資金貸付規則第19条に該当 4　その他（　）		
免除申請理由に該当する事実（第14条第１項に該当する場合を除く。）			
借受金額	円	既返還額	円
既免除額	円	返還額	円
理由発生年月日	年　月　日		
研修修了年月日	年　月　日		

上記のとおり、岐阜県特定診療科医学生修学資金の返還債務の免除を受けたいので申請します。

年　月　日

岐阜県知事　様

借受人　住所
氏名
電話番号

連帯保証人　住所
氏名
電話番号

連帯保証人　住所
氏名
電話番号

（裏面）

在　職　し　た　医　療　機　関	
期間	医療機関（臨床研修を含む。）
年　　月から 年　　月まで	医療機関名　　電話番号（　　） － 所　在　地
年　　月から 年　　月まで	医療機関名　　電話番号（　　） 所　在　地　　－ 特定診療科名
年　　月から 年　　月まで	医療機関名　　電話番号（　　） 所　在　地　　－ 特定診療科名
年　　月から 年　　月まで	医療機関名　　電話番号（　　） 所　在　地　　－ 特定診療科名
年　　月から 年　　月まで	医療機関名　　電話番号（　　） 所　在　地　　－ 特定診療科名
年　　月から 年　　月まで	医療機関名　　電話番号（　　） 所　在　地　　－ 特定診療科名
年　　月から 年　　月まで	医療機関名　　電話番号（　　） 所　在　地　　－ 特定診療科名
県内臨床研修期間合　　計	年　　か月
県内特定診療科業務従事期間合計	年　　か月

備考

1　添付書類は、次のとおりとする。

(1) 臨床研修及び業務に従事した医療機関の名称、期間等を証する書類

(2) 休職及び当該休職に係る期間を証する書類

(3) 死亡又は退職の理由及び当該死亡又は退職に係る年月日を証する書類

(4) その他知事が必要と認める書類

2　免除申請理由は、該当するものの数字を○で囲むこと。

3　免許取得後在職した医療機関・特定診療科等を全て記入すること。ただし、臨床研修期間中は特定診療科名の記載を要しない。

4　大学院在学期間がある場合は、「医療機関名」に当該大学院の名称を記入すること。

第17号様式（第21条関係）

修学資金返還免除決定通知書

第　　号
年　　月　　日

様

岐阜県知事　　印

年　　月　　日付けで申請のあった岐阜県特定診療科医学生修学資金の返還債務については、下記のとおり免除することに決定したので、岐阜県特定診療科医学生修学資金貸付規則第21条第1項の規定により通知します。

記

貸付決定番号	第　　号
貸付金額	円
貸付期間	
免除金額	円
備考	

第 18 号様式（第 21 条関係）

修学資金返還免除不承認決定通知書

第　　号
年　　月　　日

様

岐阜県知事　　印

岐阜県特定診療科医学生修学資金の返還債務の免除については、下記のとおり不承認と決定したので、岐阜県特定診療科医学生修学資金貸付規則第 21 条第 1 項の規定により通知します。

記

理由

第19号様式（第22条関係）

修学資金返還猶予申請書

猶予申請金額	円			
猶予申請期間	年　月　日	から	年　月　日	まで
猶予申請理由	１．在学　２．疾病　３．災害　４．その他（　　）			
この資金を借用し修学した期間	年　月　～　年　月			
借受金額	円	既返還額	円	
既免除額	円	返還未済額	円	

上記のとおり、岐阜県特定診療科医学生修学資金の返還債務の履行の猶予を受けたいので申請します。

年　月　日

岐阜県知事　様

借受人　住　所
氏　名
電話番号

連帯保証人　住　所
氏　名
電話番号

連帯保証人　住　所
氏　名
電話番号

備考

１　猶予申請理由は、該当するものの数字を○で囲み、所要事項を記入すること。

第20号様式（第23条関係）

修学資金返還猶予決定通知書

第　　号
年　　月　　日

様

岐阜県知事　　印

年　　月　　日付けで申請のあった岐阜県特定診療科医学生修学資金の返還債務の履行については、下記のとおり猶予することに決定したので、岐阜県特定診療科医学生修学資金貸付規則第 23 条第 1 項の規定により通知します。

記

貸付決定番号	第　　号
返還猶予金額	円
返還猶予期間	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
返還期限	年　　月　　日

備　考

第 21 号様式（第 23 条関係）

修学資金返還猶予不承認決定通知書

第　　号
年　　月　　日

様

岐阜県知事　　印

岐阜県特定診療科医学生修学資金の返還債務の履行の猶予については、下記のとおり猶予することに決定したので、岐阜県特定診療科医学生修学資金貸付規則第 23 条第 1 項の規定により通知します。

記

理由

岐阜県特定診療科医学生修学資金貸付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、岐阜県特定診療科医学生修学資金貸付規則（令和８年岐阜県規則第６７号。以下「規則」という。）を運用するに当たり必要な事項を定めるものとする。

（貸付けの対象者等）

第２条　規則第３条第２項の修学資金の貸付けを受ける者の数は、毎年度、年度当初に予算の範囲内で知事が決定するものとする。

２　知事は、前項の規定により決定した数の医学生を募集するものとする。この場合において、募集期間を過ぎた場合であっても、予算の範囲内であれば申請を受け付けることができるものとする。

（貸付けの申請）

第３条　規則第５条に規定する修学資金貸付申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

添付書類	様　式
１　履歴書	―
２　大学の在学証明書	―
３　戸籍抄本	―
４　在学する大学の長又は学部長の推薦調書	第１号様式
５　大学の成績証明書	―
６　その他知事が必要と認める書面 　応募理由書	第２号様式

（貸付けの決定等）

第４条　規則第６条に規定する貸付けの決定及び規則第１２条第１項に規定する貸付けの決定の取消しは、別表１に掲げる者で構成する岐阜県特定診療科医学生修学資金貸付者選考委員会において決定するものとする。

２　修学生は、規則第６条第３項の誓約書の提出時に口座振替申出書（第３号様式）及び同意書（第４号様式）を併せて知事に提出するものとする。

（届出書の提出）

第５条　規則第１０条第２項に規定する届出書に添付する書類は、次のとおりとする。

添付書類	様　式
１　業務従事証明書	第５号様式
２　専門研修計画書	第６号様式
３　開始又は変更する専門研修プログラムの内容が分かる書面	―
４　その他届出に係る事実を証する書面	―

（知事が指定する医療機関）

第６条　規則第１４条第１項に規定する知事が指定する医療機関は、別表２に掲げるものをいう。

（義務外勤務等承認の申請）

第７条　規則第１５条に規定する義務外勤務等承認申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

添付書類	様　式
医師勤務予定書	第７号様式

（特定診療科の変更承認の申請）

第８条　規則第１７条に規定する特定診療科変更承認申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

添付書類	様　式
１　医師勤務予定書	第７号様式
２　専門研修計画書	第６号様式

（免除の申請）

第９条　規則第２０条に規定する修学資金返還免除申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

添付書類	様　式
１　業務従事証明書	第５号様式
２　死亡又は退職の理由及びその年月日を証する書面	－

（返還の猶予期間）

第１０条　規則第２２条第１項の規定により返還債務の履行を猶予することができる期間は、規則第２３条第１項の規定による通知の日が属する月の翌月から概ね２年以内とする。

（返還の猶予の申請）

第１１条　規則第２２条第２項に規定する修学資金返還猶予申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

区　　分	添付書類	様式
１　規則第１２条第１項の規定により修学資金の貸付けの決定を取り消された後も引き続き大学に在学しているとき	在学証明書	－
２　疾病、災害その他のやむを得ない理由により修学資金の返還が困難であると認めるとき	健康診断書又は罹災証明書	－

（補則）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、規則の運用にあたり必要な事項は、岐阜県健康福祉部医療福祉連携推進課長が定めるものとする。

附　則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する

別表１（岐阜県特定診療科医学生修学資金貸付者選考委員会の構成員）

岐阜県健康福祉部長
岐阜県健康福祉部次長（医療担当）
岐阜県健康福祉部医療福祉連携推進課長
岐阜県健康福祉部医療福祉連携推進課医療人材対策監

別表２（知事が指定する医療機関）

種　　別	開設者	病診の別	医療機関名
医療法（昭和２３年法律第２０５号）第３１条に規定する公的医療機関	岐阜県	病院	岐阜県立希望が丘こども医療福祉センター
	地方独立行政法人	病院	岐阜県総合医療センター 岐阜県立多治見病院 岐阜県立下呂温泉病院
	市町村	病院	岐阜市民病院 羽島市民病院 大垣市民病院 美濃市立美濃病院 郡上市民病院 県北西部地域医療センター国保白鳥病院 社会医療法人厚生会多治見市民病院 公立東濃中部医療センター 総合病院中津川市民病院 市立恵那病院 国民健康保険上矢作病院 下呂市立金山病院 国民健康保険飛騨市民病院
		診療所	国保関ケ原診療所 国民健康保険坂下診療所 国保岩村診療所 いびがわ診療所 谷汲中央診療所
		常勤の医師が勤務するへき地診療所（へき地保健医療対策等実施要綱による）	国民健康保険根尾診療所 国民健康保険上石津診療所 春日診療所 坂内国民健康保険診療所 久瀬診療所 国民健康保険洞戸診療所 国民健康保険板取診療所 国民健康保険津保川診療所 県北西部地域医療センター国保和良診療所 県北西部地域医療センター国保高鷲診療所 県北西部地域医療センター国保石徹白診療所 東白川村国保診療所 国民健康保険蛭川診療所

			国民健康保険飯地診療所 国民健康保険三郷診療所 国民健康保険山岡診療所 国民健康保険清見診療所 国民健康保険荘川診療所 国民健康保険南高山地域医療センター久々野拠点診療所 国民健康保険南高山地域医療センター朝日地域診療所 国民健康保険南高山地域医療センター高根地域診療所 国民健康保険栃尾診療所 国民健康保険飛騨市河合診療所 国民健康保険飛騨市宮川診療所 下呂市立小坂診療所 下呂市立馬瀬診療所 県北西部地域医療センター国保白川診療所 県北西部地域医療センター国保平瀬診療所
	日本赤十字社岐阜県支部	病院	岐阜赤十字病院 高山赤十字病院
	岐阜県厚生農業協同組合連合会	病院	岐北厚生病院 西美濃厚生病院 西濃厚生病院 中濃厚生病院 久美愛厚生病院
国立大学法人法（平成１５年法律第１１２号）第２条第１項に規定する国立大学法人が開設した病院	国立大学法人東海国立大学機構	病院	岐阜大学医学部附属病院
独立行政法人国立病院機構法（平成１４年法律第１９１号）第２条に規定する独立行政法人国立病院機構が開設した病院	独立行政法人国立病院機構	病院	独立行政法人国立病院機構長良医療センター

救急病院等を定める省令（昭和３９年厚生省令第８号）第１条第１項の規定により認定を受けた病院のうち上記に記載されていないもの	―	病院	朝日大学病院 笠松病院 医療法人社団志朋会加納渡辺病院 河村病院 岐阜清流病院 岐阜ハートセンター 医療法人社団慈朋会澤田病院 医療法人慶睦会千手堂病院 医療法人社団登豊会近石病院 医療法人社団双樹会早徳病院 医療法人社団誠広会平野総合病院 医療法人社団厚仁会操外科病院 みどり病院 医療法人社団幸紀会安江病院 医療法人生友会柳津病院 山内ホスピタル 岩砂病院・岩砂マタニティ 医療法人和光会山田病院 公立学校共済組合東海中央病院 医療法人秀幸会横山病院 社会医療法人蘇西厚生会松波総合病院 名和病院 医療法人社団豊正会大垣中央病院 海津市医師会病院 新生病院 博愛会病院 医療法人徳洲会大垣徳洲会病院 医療法人香徳会関中央病院 社会医療法人白鳳会鷲見病院 社会医療法人厚生会中部国際医療センター 社会医療法人厚生会中部脳リハビリテーション病院 太田病院 可児とうのう病院 医療法人馨仁会藤掛病院 医療法人社団慶桜会東可児病院 桃井病院 医療法人白水会白川病院
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）第３３条の６第	―	病院	公益社団法人岐阜病院 医療法人社団尚英会岐阜南病院 医療法人香風会黒野病院 医療法人杏野会各務原病院 医療法人静風会大垣病院

１項の規定により指定を受けた精神科病院のうち上記に記載されていないもの			医療法人同愛会西濃病院 社会医療法人緑峰会養南病院 医療法人清澄会不破ノ関病院 医療法人春陽会慈恵中央病院 特定医療法人清仁会のぞみの丘ホスピタル 医療法人仁誠会大湫病院 社会医療法人聖泉会聖十字病院 医療法人生仁会須田病院 特定医療法人隆滌会南ひだせせらぎ病院

第１号様式

推　　薦　　調　　書

医学生

氏　　名

生年月日

住　　所

上記の者は、大学卒業後、地域の医療機関等において特定診療科（外科、小児科、産婦人科、救急科、麻酔科又は総合診療科）の業務に従事する意思を有し、その業務を十分に行うことが見込まれ、岐阜県特定診療科医学生修学資金の貸付けを受ける者として適当であると認めます。

岐阜県知事　　様

年　　月　　日

大　学　名

所　在　地

職　氏　名

（注）職氏名の欄には、在籍する大学の学長又は学部長が署名・押印してください。

第２号様式

修学資金応募理由書

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

１　本修学資金に応募した理由を記入してください。

２　特定診療科（外科、小児科、産婦人科、救急科、麻酔科又は総合診療科）の医師としての将来の目標を記入してください。

３　他の奨学金等を受けられている方及び受けようとしている方は、その名称を記入してください。

第３号様式

口座振替申出書

年　　月　　日

岐阜県知事　様

下記のとおり口座振替払をお願いします。

記

住　　所	〒　　－	
氏　　名		
電 話 番 号		
大　学　名		
大学所在地		
金融機関名	金融機関名	支店名
預金種目		
口座番号		
(ふりがな) 口座名義人		
備　　考		

＊国内に本店をおく金融機関に限る。

第４号様式

同　意　書

わたくしは、岐阜県内の地域医療の確保を図るという岐阜県特定診療科医学生修学資金貸付けの目的を達成するため、岐阜県特定診療科医学生修学資金貸付規則及び岐阜県特定診療科医学生修学資金貸付要綱の規定に基づき提供した情報を、所属する臨床研修病院、業務従事先医療機関、岐阜県医師育成・確保コンソーシアムその他の関係機関に対し提供されることに同意します。

年　　月　　日

貸付決定番号　　第　　号

氏　　名

岐阜県知事　　様

第５号様式

業務従事証明書

年　　月　　日

所在地

施設名

開設者又は管理者

下記の者は、当施設において（業務に従事・研修）していたことを証明します。

記

住　　所	〒　　－
氏　　名	
生年月日（年齢）	年　　月　　日　（満　　歳）
医籍登録番号及び登録年月日	（　　号）　　年　　月　　日登録
勤務（研修）期間及び月数	年　　月　　日～　　年　　月　　日（　　か月）
勤務（研修）期間中に休職期間があったときは、その期間、月数及び理由	年　　月　　日～　　年　　月　　日（　　か月） （理由）
勤　務　時　間	時間／週
社会保険加入の有無	有（保険者の名称：　　）　・　無
勤務した診療科	
参加する専門研修プログラム名	
備　　考	

（事務担当者）

担当部署名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

担当者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

第６号様式

専門研修計画書

年　　月　　日

申請者

氏名

基幹施設名称	
基幹施設住所	
研修期間	年　　月　　日　から　　年　　月　　日　まで
研修の種類	１　外科専門研修　　２　小児科専門研修 ３　産婦人科専門研修　　４　救急科専門研修 ５　麻酔科専門研修　　６　総合診療科専門研修
研修プログラム名	

研修項目	研修時期	研修内容	研修場所

（注）研修の種類は、該当する研修の番号を○で囲んでください。
　　研修概要が分かる資料を添付してください。

第７号様式

医師勤務予定書

年　　月　　日

岐阜県知事　様

所在地

施設名

開設者又は管理者

下記の者は、当施設において勤務する予定です。

記

住　　所	〒　　－
氏　　名	
生年月日（年齢）	年　　月　　日　（満　　歳）
勤務する診療科	
勤務期間	年　　月　　日　～　　年　　月　　日
勤務時間	時間／週
社会保険加入の有無	有（保険者の名称：　　）　・　無
参加する専門研修プログラム名	
備　　考	

（事務担当者）

担当部署名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

担当者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※本書は、岐阜県特定診療科医学生修学資金受給医師が、岐阜県特定診療科医学生修学資金貸付規則第１５条の規定により県へ義務外勤務等承認申請書を提出する際又は同規則第１７条の規定により特定診療科変更承認申請書を提出する際に、修学資金返還免除条件を満たす業務従事の継続性が保持されていることを確認するため、その添付書類として提出していただくものです。

《修学資金に関するお問い合わせ先》
岐阜県庁 医療福祉連携推進課 医療人材確保係
TEL：058-272-8879
受付時間：月曜日から金曜日（祝日・年末年始を除く）午前８時30分から
　　午後５時15分まで
E-mail：c11230@pref.gifu.lg.jp